

専決処分した事件の報告について

平成二十三年三月二十九日に判決があつた土地所有権確認請求事件について、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、
別紙のとおり訴えの提起（控訴）の専決処分をしたので、同条第二項の規定によ
り報告する。

平成二十三年六月二十八日

江戸川区長 多

田

正

見

別紙

一 事 件 概 要

本件は、江戸川区民が、江戸川区に対し、墓地から公道に至る通路（以下「本件土地」という。）を時効取得したとして、その所有権の確認を求めた事件である。

二 第一審の概要（東京地方裁判所平成二十二年（ワ）第一〇六八六号）

- (一) 訴えの提起 平成二十二年六月四日（区收受 六月十四日）
- (二) 判決言渡し 平成二十三年三月二十九日
- (三) 判決概要 本件土地が江戸川区民（原告）の所有であることを確認する。

三 控訴の内容

- (一) 控訴年月日 平成二十三年四月十一日（専決処分日 平成二十三年四月十一日）
- (二) 当事者 控訴人 江戸川区
被控訴人 江戸川区民